平成２３年（フ）第１９４３号
東京都世田谷区上北沢５丁目29―15
破産者　伊藤　雅彦
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９４７号
東京都板橋区相生町13―３―311
破産者　星野奈津子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９５２号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘５丁目29―11―106
破産者　佐藤　正俊
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９５５号
埼玉県熊谷市田島250―16
破産者　小林　佑次
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９８９号
東京都日野市西平山３丁目23―２―１―２―３
破産者　納村　時雨
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９９０号
東京都日野市西平山３丁目23―２―１―２―３
破産者　納村　真弓
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１２９号
東京都東村山市本町３―８―23―213、住民票上の住所東京都中野区中野３丁目38―10―503
破産者　鎌田純一郎
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２１３号
東京都小金井市東町５丁目10―７
破産者　大矢　幸子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２３２号
東京都港区赤坂２丁目８番15号
破産者　株式会社施設リペア
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２６６号
千葉県袖ヶ浦市福王台４丁目14―２―203
破産者　及川　朋三
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３１４号
埼玉県草加市住吉２丁目２―４
破産者　伊藤ヨウ子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３９１号
神奈川県相模原市中央区共和１丁目４―６―205
破産者　高崎　裕二
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４１３号
東京都大田区西糀谷１丁目27番14号
破産者　有限会社東港商事
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４１４号
東京都大田区大森東１丁目１―15―５Ａ、開始決定時の住所東京都大田区大森本町２丁目５―17―604
破産者　青木　春雄
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４１５号
東京都大田区大森東１丁目１―15―５Ａ、開始決定時の住所東京都大田区大森本町２丁目５―17―604
破産者　青木　榮子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５８９号
東京都品川区大崎５丁目４番３号
破産者　パシフィック株式会社
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５９０号
東京都品川区大崎５丁目４番３号
破産者　株式会社ヘリオスコーポレーション
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６５５号
埼玉県春日部市粕壁6695番地
破産者　有限会社プラッツ
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６５６号
埼玉県春日部市粕壁6695
破産者　横川　重明
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７４７号
東京都渋谷区本町２丁目５番11号
破産者　株式会社アドバンスグリーン
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７６３号
神奈川県川崎市幸区戸手３丁目３―９
破産者　嶋田　将一
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部